

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二に規定する基準を定める件（平成十一年 金融監督庁 告示第七号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十四条第三項第三号の二の規定に基づき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を次のように定める。</p> <p>信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六十四条第三項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 規則第六十四条第三項第三号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。</p>	<p>信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第六十四条第五項第三号の二の規定に基づき、債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を次のように定め、平成十一年二月一日から適用する。</p> <p>信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六十四条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 規則第六十四条第五項第三号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。</p>

「二  
五  
略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「二  
五  
同上」